

自費解体・撤去等事業

以下の書類が必要です

= 申請時に必要な書類 =		備考	チェック欄
1	申請書 (自費解体・撤去に係る償還申請書) ※原則として、「申請者＝契約者＝支払先口座名義人」となります。	様式第1号	必須
2	来庁される方の印鑑等 ・所有者本人が来庁する場合 → 実印と印鑑登録証明書 ・代理人が来庁する場合 → 所有者からの委任状＋代理人の実印と印鑑登録証明書	住民課で発行 ※提出のみを委任される場合は、受任者の身分証明書をコピー	要・不要
	法人の場合 → ・商業・法人登記簿謄本（資本金の確認） ※法務局から町が登記情報提供を受けて確認するため提出不要 ・印鑑証明書 ※原本（コピー×）	法務局（輪島支局等）で発行 ※登記事項（建物/土地）全部証明書は提出不要です。	要・不要
3	来庁される方の身分証明書（個人のみ） ※申請書の“提出のみ委任する場合は、受任者の身分証明書”	各発行機関 ※提示後にコピーを取ります。	必須
	1点で可 運転免許証、パスポート、在留カード、個人番号カード、その他（国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書のうち顔写真付のもの）		
	上記がない場合、2点必要 国民健康保険、健康保険、船員保険もしくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険・共済年金・恩給の証書、学生証、社員証、その他 顔写真なしの官公署発行の資格証など		
4	り災証明書の原本（提示） ※原本はコピーをとってお返します。	税務課で発行	必須
5	建物所有者がわかるもの		
	① 現在の建物所有者が記載されているもの → 登記事項(建物)全部事項証明書 ※原本（コピー×） ※法務局から町が登記情報提供を受けて確認するため提出不要	※登記事項（建物/土地）全部証明書は提出不要です。	要・不要
	② 建物が未登記の場合 → 固定資産税(評価・課税)証明書 ※原本（コピー×） ※郵送された固定資産税納税通知書(最新のもの)でも可。	税務課で発行	要・不要
	③ “①・②”が無い場合 → 登記事項(土地)全部事項証明書 ※法務局から町が登記情報提供を受けて確認するため提出不要	※登記事項（建物/土地）全部証明書は提出不要です。	要・不要
6	解体する建物を示した図面 様式名：被災建築物等の配置図	添付資料①	必須
7	状況写真（被災の状況が分かる写真）	添付資料②	必須

＝ 続いて裏面をご覧ください ＝

8	解体工事契約書（注文書＋請書でも可）	業者が発行	必須
9	工事写真（工事前・工事中・工事後） ※実測面積での算定を希望する場合は、下記“14 測量写真・・・”を参照	業者が発行	必須
10	解体工事費用内訳書	添付資料③ ※業者が記入/作成	必須
11	領収書（要印紙）、口座振込依頼書	業者又は金融機関 が発行	必須
= 場合により必要な書類 =		備考	チェック欄
12	マニフェスト伝票（E票）※産業廃棄物管理票	業者が発行	要・不要
13	代理人が申請がする場合 ➡ 所有者の委任状と印鑑登録証明書 ※原本（コピー×） ※表面の“1 の申請書”に添付 ※やむを得ない理由（入院等）がある方に限ります。	添付資料④	要・不要
14	測量写真（数値の目盛り近影も必要）、解体面積が分かる求積図（平面図） ※公簿面積では無く実測面積で償還算定を希望する場合	業者が作成/発行	要・不要

※各種証明書類は発行日から3か月以内のものに限ります。コピーは受付窓口でも可能です。

※個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いすることがあります。

※避難等で書類作成が困難な場合は、行政書士に依頼することもできます。（費用は申請者の負担となります）